

株式払込事務 取扱いの手引

大島鋼一著

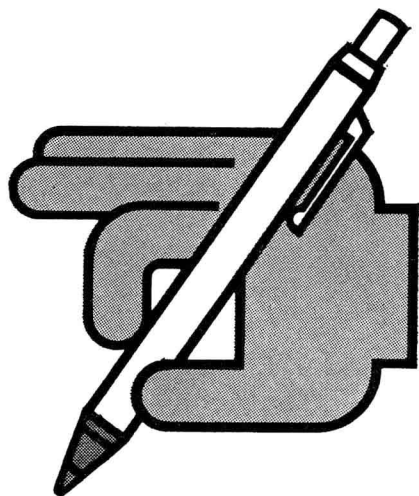
こんなときどう取扱うか



近代セールス社

株式払込事務 取扱いの手引I

●こんなときどう取扱うか 大島鋼一著



近代セールス社

著者紹介

大島 鋼一（おおしま こういち）

大正 9 年 4 月 17 日生まれる。東京都出身。

慶応義塾商工部卒業。昭和 13 年三井銀行入
行，業務合理化室調査役，事務部参事，現
在事務部嘱託。

株式払込事務取扱いの手引

—こんなときどう取扱うか—

<検印省略>

昭和 55 年 3 月 3 日 初版

1,980 円

著 者	大 島 鋼 一
発 行 者	沖 津 武
印 刷 者	西 野 久 雄

発行所 株式会社 近代セールス社

本 社 東京都新宿区西新宿 3 丁目 4 番 11 号 ☎160
電話 <03> 342-5201（代表） 振替東京 6-79204
大阪支社 大阪市南区鰻谷中之町 19 ☎542 電話 06-252-5076
九州支社 福岡市博多区住吉 4-5-2 ☎812 電話 092-441-5685

©1980

落丁・乱丁は本社でお取替いたします。三友社（佐抜製本所）
2033-114701-1402 表紙・カバーデザイン 上里久美

は し が き

株式会社を設立する場合に新会社として株主を募集して資金を集めたり、また、会社が設立された後で株主から追加資本を集めることがあります。いずれの場合であっても株式申込人は、その株式払込金を「株式申込証」に記載されている銀行などに払込まなければなりません。この株式払込金を銀行などに払込むのは、株式申込人の保護と会社資本の充実を図るためであって、商法によって株式払込金の取扱いが銀行または信託会社に限ると定められていますし、このほかに相互銀行法や信用金庫法、中小企業等協同組合法によって相互銀行、信用金庫、信用組合でも取扱うことができると定められています。

銀行などが発起人または会社から株式払込金の受入事務取扱いの委託をうけますと、「株式申込事務取扱委託書」の提出をうけて委任契約を締結し、この契約に基づく“株式払込金受入代理事務”として株式申込人からの払込金の受入れをすることになります。

株式払込金受入れの業務は、三大業務（預金・貸出・為替）などの銀行の固有業務に対して付随業務といわれるものですから、通常の業務に比べて特殊な分野の業務で、担当者の数も少なく、取扱いの頻度も少ないので、それだけに事務取扱いに精通する人も少ないといわれています。一方、事務取扱いについては、極めて厳格な法律の規制を受けていますだけに、書類や記載事項を十分に検討して誤りのない慎重・確実な取扱いが要求されて、誤った取扱いや違法の取扱いは許されません。万一、違法の取扱いをするようなことがあれば法による罰則が適用されることになり、銀行などのイメージ・ダウンにつながります。

株式払込事務は、大きく分けて「設立払込」と増資の「新株払込」の二つがありますが、必ずしも通常のケースによる取扱いばかりとは限りません。時には、特殊なケースや異例のケースも発生しますし、また、ミスやトラブルが起きたりもします。こうした場合、適確な判断や適切な処置をするに

は、やはり日頃から基礎となる知識や法的根拠の裏付けなどに精通していなければなりませんから、担当者としてはその取扱いに習熟しなければならないのです。

しかし、法的根拠や知識をわかりやすくまとめた著書がなかなか見当たらないのが現状です。

私は、こうした株式払込事務関係について、実務上いろいろな問題を体験しましたし、また、正しい取扱いを行なうために、基礎的な知識とか原則的な取扱いとか法律的事項についても多くの相談をうけましたが、いずれも、実務上の判断に迷ったり、委託者の無理な要求に困惑するという担当者が少なくないようです。

これらの方々がいつも口にされるのは、やさしく解説され、容易に理解できる手引書がほしいということです。私も以前からそう思っていたのですが、たまたま、近代セールス社の出版部から同趣旨のものの執筆を強く勧められましたので、これを機会に本書を書きおろした次第です。

本書は、“こんなときはどう取扱うか” “こんな取扱いはいしてはならない” という視点から、株式払込事務取扱いに関して必要最小限のものを網羅し、質問・解答の型をとってテーマを鮮明にしたうえポイントを明解にして、実務本位にまとめたものです。

全体を一般的関係事項、設立払込、新株払込、特殊な取扱いなどの4章に分けて設問を88問に厳選し、できるだけ平易に簡潔になるよう心掛けて解説しました。

実務処理の点については、誤解などをさけるため原則的、一般的にはっきりとその方法・取扱いを記述しましたから、内規などに照らして異なる取扱いがあれば読み替えていただきたく、この点をお含み願いますが、担当者には日常事務の必携座右の手引書として、また管理者の方々には研修教材、実務のチェック用としてご活用していただければ望外の喜びです。

なお、本書は余暇を利用して勉強しながら執筆しましたので、ケースの選定、書類の例示、表現などには不十分な点や適切を欠くものも多いかと思いますが、これらについては今後みなさま方のご叱正により補足・改善に努め

たいと考えています。

終りに、本書の成るにつきご指導ご協力をいただきました方々には、この場を借りて厚くお礼申し上げます。

昭和55年1月

大 島 鋼 一

目 次

第1章 株式払込の一般的関係事項

問1	株式払込金受入代理事務とは	1
問2	付随業務とは	4
問3	株式払込の種類	6
問4	株式払込金の受入金融機関の範囲	7
問5	株式会社以外の出資金の受入れ	8
問6	株式申込事務取扱委託書のひな型	10
問7	株式申込事務取扱委託書の記載要領	13
問8	「株式払込金保管証明書」のひな型	18
問9	「株式申込取扱証明書」のひな型	20
問10	「株式申込取扱日報」のひな型	22
問11	払込事務関係帳票の印紙税	23
問12	株式払込金受入代理事務取扱いの申出があったときの 留意点	31
問13	申出を受けたときのチェック・ポイント	32
問14	受託の諸否決定の一般的手順	35
問15	株式払込取扱上法的規制を受ける留意事項	36
問16	株式払込金受入代理事務受託の取運び順序	38
問17	株式払込金受入れの勘定科目	39
問18	発起人会議事録とは	40
問19	定款とは	44

問20	定款の認証	51
問21	株式申込証とは	55
問22	株式申込受付票の性格	59
問23	株式申込証拠金とは	59
問24	新株発行の取締役会決議事項	60
問25	新株引受の割当日	62
問26	新株の株主となる時期	63
問27	株主へ新株割当の通知	64
問28	失権株式の取扱い	64
問29	新株発行による変更登記	65
問30	増資の場合の「申込期日」と「払込期日」との間の 日数	66
問31	為替振込による払込取扱銀行への払込金取次ぎの禁止	67
問32	有価証券募集の届出	68
問33	有価証券届出制度とその効力発生の確認	72
問34	証券取引法における有価証券届出書・有価証券通知 書の要・不要の判断一覧	73
問35	現物出資とは	75
問36	財産引受とは	76
問37	事後設立とは	77

第2章 設立払込の取扱い

問38	設立払込取扱いの手順	81
問39	設立払込事務取扱受託時の徴求書類	87
問40	設立払込の徴求書類のポイント	88
問41	設立払込の株式申込事務取扱委託書の記入方法	90
問42	設立払込の取扱手続	97
問43	設立払込の株式払込金保管証明書の発行	103

問44	設立払込の株式申込取扱証明書の発行	107
問45	設立払込の払込保管金の払戻の時期	109
問46	設立払込の払込保管金の払戻手続	110
問47	設立払込の払込手数料などの徴収	113
問48	設立払込の関係書類の整理	116

第3章 新株払込の取扱い

問49	新株払込事務取扱い申出の受付	119
問50	新株払込事務取扱いのケース	120
問51	新株払込取扱いの一覧	121
問52	新株払込事務受託時の徴求書類	136
問53	標準新株式申込事務取扱要領	141
問54	新株払込金受入れのケース	147
問55	店頭で新株の払込金受入れ	148
問56	郵送による新株の払込金受入れ	155
問57	予約制度による新株の払込金受入れ	156
問58	取次店の取扱方法	159
問59	新株の払込金受入れ後の手続き	164

第4章 特殊な取扱いなど

問60	申込期日の前日に他店券で受入	175
問61	他店券による新株の払込金受入れの注意点	177
問62	申込証拠金を株式申込証の金額より多く（少なく） 送付してきた場合	179
問63	払込資金のみ送付	180
問64	株式申込証のみ送達	180
問65	一括払込の留意点	181

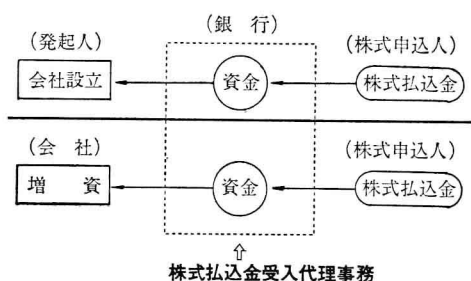
問66	払込期日の延期	182
問67	払込期日の繰上げ	184
問68	会社資金での株式払込の取扱い	187
問69	授權資本を超過する増資の取扱い	188
問70	失権株とは	189
問71	株式申込証の訂正	190
問72	新株引受権の譲受人からの払込の取扱い	192
問73	株式申込受付票に収入印紙貼付不要の理由	194
問74	株式申込受付票の再発行	195
問75	払込を受けた株式申込証の処理	196
問76	設立発起人が死亡した場合の取扱い	198
問77	払込人が死亡した場合の取扱い	198
問78	会社設立が取消された場合の取扱い	199
問79	増資完了後に増資を取止めの申出	201
問80	株式払込金保管証明書の発行時期	202
問81	株式払込金保管証明書の署名者	203
問82	株式払込金保管証明書の誤発行	206
問83	株式払込金保管証明書の再発行	207
問84	株式払込金保管証明書を発行したあとで商号変更が あった場合の取扱い	209
問85	株式払込保管金の付利	211
問86	払込期日が休日にあたる場合の取扱い	212
問87	会社設立の払込保管金を登記完了前に返還請求受け た場合の処置	213
問88	会社不成立の場合の払込保管金の返還	215

【問1】……………＜株式払込金受入代理事務とは＞

株式払込金受入代理事務とはどんな仕事ですか

【答】……………

株式会社を設立するときは、新会社として株主を募集して資金を集めます。また、会社が設立したあとで必要があって株主から追加資金を集めることがあります。



いずれの場合であっても、株式申込人は、株式払込金を「株式申込証」に記載されている銀行（取扱銀行といいません（後記の注参照）。以上のような場合、会社は株式払込

金の受入事務の取扱いを銀行に委託します。銀行が会社から委託されて取扱うこのような仕事を、「株式払込金受入代理事務」といいます。

「株式払込金受入代理事務」は預金・貸付・為替など銀行の固有業務（本来の銀行の仕事で、銀行法に定められている業務です）に対して「付随業務」といわれるものの一つです。

「株式払込金受入代理事務」では、会社から株式払込金受入事務取扱いの委託をうけて次のような内容の仕事をします。

- | | |
|---|-----------------------|
| ① | 株式申込人から申込証拠金を受入れ |
| ↓ | |
| ② | 株式申込人に「株式申込受付票」を発行・交付 |
| ↓ | |
| ③ | 受入れた申込証拠金を保管 |

↓ ④	株式払込金保管証明書を発行・交付
↓ ⑤	株式払込金を払戻し

(注)

◇商法第175条【株式の申込】①株式ノ申込ヲ為サントスル者ハ株式申込証ニ其ノ引受クベキ株式ノ数及住所ヲ記載シ之ニ署名スルコトヲ要ス（昭和30法28本項改正）

②株式申込証ハ発起人之ヲ作り之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 定款ノ認証ノ年月日及其ノ認証ヲ為シタル公証人ノ氏名
 - 二 第166条第1項ニ掲グル事項
 - 三 会社ノ存立ノ時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ規定
 - 四 数種ノ株式ヲ発行スルトキハ其ノ各種ノ株式ノ内容及数
 - 四ノ二 株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ヲ定メタルトキハ其ノ規定（昭和41法83本号追加）
 - 五 開業前ニ利息ヲ配当スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定
 - 六 株主ニ配当スベキ利益ヲ以テ株式ヲ消却スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定
 - 七 第168条第1項ニ掲グル事項
 - 八 第168条ノ2ニ掲グル事項
 - 九 各発起人ガ引受ケタル株式ノ額面無額面ノ別、種類、数及引受価額
 - 十 払込ヲ取扱フベキ銀行又ハ信託会社（昭和37法82本号改正）
 - 十一 一定ノ時期迄ニ創立總會ガ終結セザルトキハ株式ノ申込ヲ取消スコトヲ得ベキコト
 - 十二 名義書換代理人又ハ登録機関ヲ置キタルトキハ其ノ氏名及住所並ニ營業所
- （昭和25法167本項全部改正）

③株式申込人ハ株式申込証ニ第1項ニ掲グル事項ノ外左ノ事項ヲモ記載スルコトヲ要ス

- 一 額面株式及無額面株式ヲ共ニ発行スルトキハ其ノ引受クベキ株式ノ額面無額面ノ別
- 二 数種ノ株式ヲ発行スルトキハ其ノ引受クベキ株式ノ種類
- 三 無額面株式ヲ発行シ又ハ額面以上ノ価額ヲ以テ額面株式ヲ発行スルトキハ其ノ引受クベキ株式ノ引受価額

(昭和25法167本項全部改正)

- ④発起人ハ株式申込証ノ交付ニ際シ第2項第10号ニ掲グル銀行又ハ信託会社ノ払込ノ取扱ノ場所ヲ記載シタル書面ヲ交付スルコトヲ要ス但シ株式申込証ニ之ヲ記載シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ(昭和37法82本項追加)
- ⑤民法第93条但書<心裡留保の無効>ノ規定ハ株式ノ申込ニハ之ヲ適用セズ(昭和13法72本項追加)

- ◇**商法第177条【株式の払込】** ①会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ総数ノ引受アリタルトキハ発起人ハ遅滞ナク各株ニ付其ノ発行価額ノ全額ノ払込ヲ為サシムルコトヲ要ス(昭和23法148本項改正)
- ②前項ノ払込ハ第175条第4項ノ書面又ハ株式申込証ニ記載シタル払込ノ取扱場所ニ於テ之ヲ為スコトヲ要ス(昭和13法72本項追加, 昭和37法82本項改正)
- ③第172条<現物出資の給付>ノ規定ハ第1項ノ場合ニ之ヲ準用ス(昭和25法167本条改正)

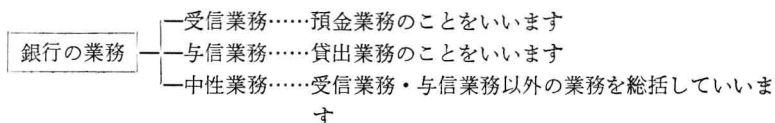
【問2】……………＜付随業務とは＞……………

付随業務とはどんな業務をいうのですか

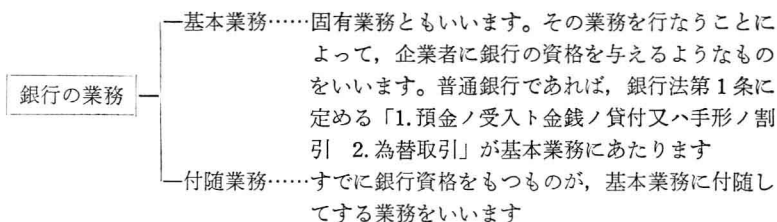
【答】……………

銀行の業務は一般につぎのように分類されます。

（経済上の見地からの分類）



（法律上の見地からの分類）



付随業務には、どのような業務が該当するかは、一般的には経済上の通念にしたがってきまるといえませんが、通常、つぎのような業務（主なものだけを挙げます）は付随業務にあたるとされています。

◇保護預り

銀行では保管という機能をもっていますから、これを顧客の利便に供することとして、保管料をとって、有価証券その他の貴重品などで容積が大きくなく危険物でないものの保管を引きうけることです。銀行法第5条には、「保護預り」は付随業務である旨を明示しています。貸金庫などはこの業務の一つです。

◇債務の保証（支払承諾）

顧客の依頼に基づいて、保証料を徴求して顧客の第三者に対する債務を保

証する行為をいいます。債務保証は支払承諾ともいいますが、その種類は多くて、借入債務の保証、信用状の発行、売買契約などにおける買主の代金支払義務の保証などが、一般に行なわれる主なものです。

◇両替

基本的には、両替というのは、一定の料金を徴収して、ある種の通貨を異種（他種）の通貨と交換することをいいますが、通常、「両替」というのは、ある金種の紙幣・貨幣を別の金種の紙幣・貨幣ととり替えることをいっています。この両替は、顧客に対するサービスとして無料で取扱っています。

◇金銭出納事務関係の代理

会社の株式払込金の受入れや配当金の支払いについて、その事務のうちの金銭出納事務を代理するいわゆる「代理事務」とか、地方公共団体の公金出納事務を取扱うことです。このような「代理事務」あるいは代理的な業務は銀行の付随業務のなかでも重要な業務となっています。株式払込事務はこのなかにはいる業務です。

◇手形交換

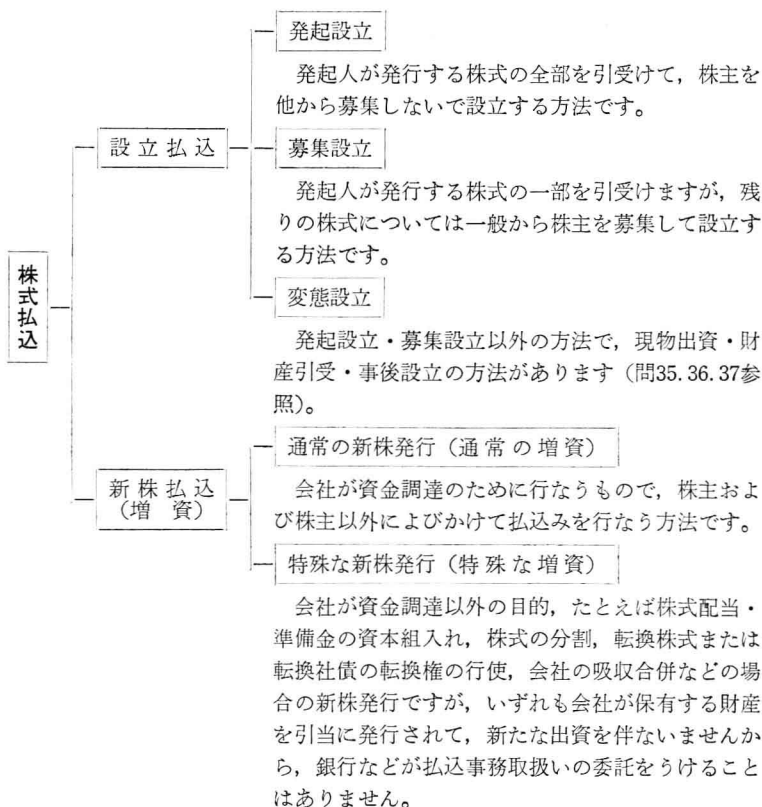
受入れた他店券を、交換所参加の銀行相互間で交換し合って決済する方法による仕事です。

【問3】 <株式払込の種類>

株式の払込にはどんな種類がありますか

【答】

株式払込の取扱いには、会社を設立する場合の「設立払込」と、会社設立後に増資する場合の「新株払込」との2つに分けられますが、払込みの方法などによって次のような取扱いが行なわれます。実務では、それぞれの特徴・取扱要領をよくマスターして適確に取扱うことが肝心です。



【問4】-----<株式払込金の受入金融機関の範囲>-----

株式払込金を受入れできるのは銀行だけですか

【答】-----

株式払込金の受入れの取扱いは、商法によって、銀行または信託会社に限られています（この銀行には各種の銀行が含まれます）が、銀行や信託銀行のほか、相互銀行・信用金庫・信用組合でも取扱うことができます。それぞれの根拠法などについては次を参照してください。

- 商法第175条（株式の申込）
- 銀行法第5条（兼業の制限）
- 信託業法第5条（兼営を許される業務）
- 長期信用銀行法第6条（長期信用銀行の業務）
- 相互銀行法第2条（相互銀行の業務）
- 信用金庫法第53条（信用金庫の事業）
- 中小企業等協同組合法第9条の8（信用協同組合）